



日清修好条規と領事裁判：逆訴、控訴、上告の仕組み

川口，ひとみ

(Citation)

社会学雑誌, 35/36:187-200

(Issue Date)

2019-07-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0041988>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041988>



日清修好条規と領事裁判

—— 逆訴、控訴、上告の仕組み ——

川口 ひとみ

神戸大学大学院教育推進機構非常勤講師

一 はじめに

領事裁判権は、殺人、強盗などの「刑事案件」と、「民事案件」との二つの領域があるが、先行研究では、国家と国家との外交問題の重要性から「刑事案件」の領域に関心が集中してきた。半面、国境、国籍をまたぐ民事紛争の「個人」「私的」な領域の研究は立ち遅れている。この問題は、領事裁判権という帝国主義植民地時代の制度から解放された現代でも、日本と外国とで同一の国際的な事件について訴訟が提起された場合、どのように規律されるかという国際訴訟競合の問題に関して日本の民訴法上規定がないなど、無視できないグローバル化時代の課題に通じるものである。本論では、民事訴訟、条約、法律関連史料から個人対個人の訴訟事例に主眼を置き、日清修好条規条文だけでは知る事の出来ない告訴、控訴、上告の仕組みなど、日

本と清国との間における領事裁判権が個人に与えた影響を論じる。

日清修好条規は、明治維新後日本が修好を求め、一八七一年九月十八日に天津で伊達宗城全権が李鴻章と、欧米から押し付けられていた不平等条約を互いに認め合うという特異的な対等関係を結んだものであった。片務的に不平等な「条約」関係ではなく、相互に不平等を認め合うことで一種の対等平等を実現させる「条規」関係を目指したのである。その中には領事裁判権も含まれ、天津、厦門、横浜、長崎、神戸など両国の主要な開港場に領事に相当する理事官を駐在させ、領事裁判権を互いに認めあっていた。

一八九四年の日清開戦時にこの関係は解消するが、その後、下関条約（一八九五年四月十七日）により「清国ト欧州各国トノ間ニ存在スル諸条約章程ヲ以テ該條約ノ実施ニ

至ル（中略）最惠国待遇ヲ與フベシ」（第六条第一項）と、日本が片務的領事裁判権を得、一九四三年汪兆銘政府と日本との協定成立により不平等条約（領事裁判権）が撤廃されるまで日本は領事裁判権を行使していた。

滋賀（一九八四）は、清国における訴訟は「情理」をもって裁く」と論じている。これは、裁断する者が当事者双方から事情を聴きとり、公平な立場から互いの均衡点を見つけ総合的に判断するという裁き方である。

一方日本は、明文化された法律に基づいて厳密に裁いていたと考えられるため、清国と日本との間に齟齬が生じる可能性があり、双方の意見を取り入れたいわゆる中間の秩序が形成されたのではないかと考える。訴訟関係について規定している日清修好条規第八条は、「両国の開港場には彼此何れも理事官を差置き自国民の取締りをなすべし。凡家財産公事訴訟に干係せし事件は都て其裁判に帰し、何れも自国の律例を案して糺辨すべし。両国民相互の訴訟には何れも願書体を用ふ。理事官は先ず理解を加へ成文け訴訟に及ばざる様にすべし。其儀能はざる時は地方官に掛合い双方出会し公平に裁断すべし。尤盜賊欠落等の事件は両国の地方官より召捕り吟味取上げ方致す而。已にして官より償ふ事はなさざるべし」とあり、なるべく訴訟にならないよう調停をすること、地方官、理事官が訴訟を処理すること、自国の法律によって裁くことなどが取り決められ

ている。しかし、逆訴、控訴、上告などについて細かな取り決めがなく、民事訴訟において予期せぬ問題を生じることがあった。今回取り上げる史料は、民事訴訟が外交問題にまで発展しており、そのような予期せぬ問題に当時の外交官たちがどのように対処し、解決しようとしたのかを実際の裁判記録からあきらかにできると考える。

二 先行研究

近代中国、日清間の領事制度とその運用実態について実証的に検討した研究には以下のような蓄積がある。林（一九七二）や黄（一九九四）は、イギリスの植民地省史料（CO）や日本の外務省記録・『横浜市史』等を使用し、領事と現地当局との折衝等の在外領事の運用実態を論じている。箱田（二〇〇二）は、清朝政府内における領事派遣をめぐる議論を総括的に論じ、蔡（二〇〇二）も、清朝の在シンガポール領事の設置過程から運用実態までを時系列的に追いつその特徴と意義を明らかにしている。また、青山（二〇一〇）、（二〇一四）は外務省記録、長崎歴史文化博物館所蔵の「清国領事來文」等の史料を交えながら考察し、華人保護を名目とする南洋領事設置の模索から、領事裁判権の行使に至る中国の対外政策の近代的変容を徹底的に実証し近代アジアの国際関係の実像に迫っている。陳

(一九九六・一四九—一七三)は『鄭孝胥日記』を使用し、中華会館創建期の華僑社会について論じると共に三江、広東、福建の幫ごとの董事と領事の協力関係についてあきらかにしている。趙(二〇一八)は近代日本における「開国」の歴史的な位置づけを、日清修好条規下の事例を含む在留清国人の地位、管理政策の変化を中心に再検討している。

日清両国に起きた民事訴訟について当時の史料を使用し運用実態について実証的に論じた研究の多くは通史的な概観に重きを置かれる傾向にあり、一般民衆がどのような影響を受けたのかを知る具体的な事例にまだ弱い。本論文では、日清修好条規という大きな枠組みの中で、個人が生きる実社会にどのような影響を与えていたのか、国家と個人が織りなす社会の多重性を、日本における日清領事裁判の事例から確認する。

日本と清国の主要開港場での訴訟処理概要、日本における清国人どうしの訴訟については、川口(二〇一二)でその詳細を論じた。その中で、被告側の裁断機関で日清修好条規に沿った訴訟処理がおこなわれていたこと、日本における中国人どうしの訴訟には日本の官憲が関わっており、清国在外機関と幫が協力して訴訟処理にあたっていたことを確認した。

「明治十八年—明治十九年 神奈川県平民山口富造ヨリ清国人鮑昭二係ル賃銀支払方請求訴訟同国領事裁判不

当ニ付取消方同国公使ニ照会一件(外交史料館四・一三・一二一)」は、日本人が清国人を訴えた後、別案件でその清国人から逆訴され、裁断場所が清国領事官から日本側の始審裁判所へ移り、控訴し控訴裁判所で判決を受け、上告せず^①に判決を終えた裁判の流れが記された史料である。起訴、逆訴、控訴、上訴、判決の一連の過程と日本と清国との裁判に関する慣習の違いを知る上で有用な当史料は、その後清国領事が日本裁判所の判決に干渉しようとしたことから国家間の問題へと変化した。次項にてその詳細を論じる。

三 山口富造と鮑昭の訴訟

訴訟の流れを概略すると、一八八二年十月二十三日、原告山口富造が被告鮑阿昭を運送賃金滞納(五五九・一七弗)で訴えるため、裁判をおこないたい旨を神奈川県の担当部署に連絡した。神奈川県令沖守固は被告側の裁断機関である清国領事館に連絡を入れ、清国領事館で審議がおこなわれた。一八八三年二月一日の判決で、鮑が山口に五五九・一七弗の内、一二四一弗の滞納があることが認められるも、鮑が山口を別件の借金(三〇〇弗と九八円^②)で逆訴したため、清国領事は日本人が被告となる訴訟は管轄外であると述べ、日本側の裁判所で審議の後、その差額を支払いましょうと一旦運送賃金滞納金二四一弗の支払いが保

神奈川縣横濱區元町五丁目貳百貳番
地平民
山口富造
運送賃金請求、訴
神奈川縣横濱區外國人居留地二番
英國人ワタラ氏子産人清國人
被告
一洋銀五百拾九枚と一厘也 請求主向
但明治十八年三月ヨリ今十八年九月迄、海運多し也
右原告人山口富造、海上運送被差人清結兩吉氏
へ對し、従來貨物運送、諸員四能、在候所、近來
賃金支拂方漸々等閑、滞り既、目下前額、通り
滞額、相成各船主へ、支拂ノ道ヲ断テ、為ナリ、海常
ノ差支ヲ生シ、殆ト困却候、并下ケ金、モ、被差人
人へ屢々督促、但モ、難ニ、更ニ濟カ、不仕、甚多、難渡仕
因之、起訴、及候、奈何、立、原告、要領、全額被
告ヨリ、端ニ、皆、清結兩吉氏、清國人領事官へ
御照會、被成、下、度、奉、願、候、也
明治十八年十月三日 古山口富造 達
横濱區元町五丁目貳百貳番
平民
美濃村金次郎 申
神奈川縣令神守固 殿

図1 「明治十八年—明治十九年 神奈川県平民山口富造ヨリ清國人鮑昭二係ル賃銀支払方請求訴訟同國領事裁判不当ニ付取消方同國公使ニ照會一件（外交史料館四・一・三・一一一）」

留となった。

この判決により、原告鮑阿滿、被告山口富造とする借金（三〇〇弗と九八円）の訴訟が日本側の横浜始審裁判所で審議されることになる。この一連の流れは、日清修好条規第八条にある被告主義に基づいた動きである。一八八三年三月三十一日（外国第二号）の裁判言渡書で鮑の主張する三〇〇弗と九八円の支払いを山口は命じられるが、これに不服のため山口が控訴する（鮑阿滿死亡のため実子鮑阿滿が原告に）。

裁判所を東京控訴裁判所へと移し、一八八三年十二月二十八日（第七〇四号）の裁判言渡書で、三〇〇弗は証拠と認めず（始審裁判所で認めた証人証言を疑い有として証拠と認めず）で棄却、九八円だけを認めるものとする判決が下る。この判決に双方合意し、山口が鮑に九八円支払い、運送賃金滞納金請求の判決にあるように、裁判の一連の流れを記載し、明治十七年（一八八四年）二月七日神奈川県令神守固を通じて清国領事へ保留になっていた運送賃金滞納金の申請をした。しかし山口は、前回の判決で支払い済とされた三一八・二七弗の帳簿への印は鮑が後に勝手に書き加えたものであると主張し、五五九・一七弗全額返金を願う上願書を提出するも清国領事により既に判決済として控訴不可とされた。そのため、一八八四年四月十五日、山口は清国領事の裁判に従い二四一弗の運送賃金の滞納金を

請求した。

本来であれば、ここで、清国領事が鮑に山口へ二四一弗の滞納金支払いを命じれば解決した話であったが、一八八四年十二月十七日、清国領事は予想外の動きを見せる。支払いを鮑に命じず、九八円以外にも三〇〇弗も負債があると信じ、「洋銀参百元亦可信其並無虚假」と、東京控訴裁判所が判断した証拠不十分の三〇〇弗の再審を訴えたのである。清国領事官が日本の裁判判決に疑問を呈する判決を下したことが大きな問題となった。山口と鮑の個人的な訴訟問題から、国家間どうしの主権の問題へと話が移行したのである。重要箇所であるため以下に上述した一八八四年十二月十七日の清国領事の判文全文を記す。⁽⁴⁾

判文

大清大清駐劄横浜正理事官陳 為

判結事照得日民山口富造控向華民鮑滿追償艇金一案前經訊判以原簿中未曾盖用圓記者作為鮑滿應償之款計合洋銀貳百肆拾壹元唯因山口富造另有負欠匿券等情業經横浜始審裁判所審寔理合遵照算結乃又妄称不服率情上控即既顯違本理事原發判詞查鮑滿雖未清之艇金而山口寔有應還之欠項鮑滿人証俱全供詞明確其札金玖拾捌元既由東京控訴所判令山口歸償則其原控之洋銀参百元亦可信其並無虚假況除華民鮑堂鄭汝盤

及日人小宮久藏入江清右衛門外更有當日在場之重礼可為確証則鮑滿應收之款尚未全收即欠艇金亦可兩相扣低為此再行判斷仰兩造各將欠款照數清算多除少補毋得任情纏訟切切凜遵此判

右 判決日民山口富造控向鮑滿索償艇金案 准此
十七年十二月十七日 判決

日本側の既に決定した判決に対して清国が再審を求めることは、清国から日本への内政干渉ともいえる。そのため、日本側もあわただしい動きを見せることになる。清国領事との話し合いが平行線となり、次に外務卿伯爵井上馨から大清駐劄横浜正理事官陳承祖へ、山口が鮑を訴えた際清国領事が支払い決定額を日本の裁判所でおこなう逆訴の判決が出た後、二四一弗と差し引きした額を支払うと決めたこと、日本側の判決を受け山口が清国領事へ保留になっていた支払い請求をしたところ日本の裁判に干渉する判決が出たこれら一連の流れを説明する書簡を出し、清国領事が下した日本の裁判で証拠不十分とされた三〇〇弗の再審を求める判決を取り消すように願った。しかし、大清国特命全權公使徐承祖から外務卿伯爵井上馨へ宛てられた内容には、「山口富造既服貴国控訴裁判之訊断以後何以復請我理事署之对審質問乎且此後経我理事開堂復訊乃山口富造復行到案候訊並無推辞是山口甘聽我理事官之訊問而請我理事

之判断也」とあり、既に貴国控訴裁判所で判決は下されたというのになぜ尋ねられるのか分からない。終結した判決であるため再審はできない。山口はわが理事官の判決をすでに受け入れている。領事の判決と貴国控訴裁判所の裁判と齟齬する所があるため取り消しを願われるのは遺憾である。事実誤認の回答を得たため、さらに丁寧に現在までの状況説明をし、日本側の訴訟手続きや立場、考え方を示すこととなった。その該当部分を以下に意訳する。

「山口富造が運漕賃金五五九・一七弗を請求した鮑昭から、山口富造へ洋銀三〇〇弗と金九八円の貸金があると申し出られた件の論点の第一は、山口富造は鮑昭から運漕賃金を払い受ける権利があるのか、第二は鮑昭の逆訴はどの法廷によつて審理すべきものであるのかの二点がある。この論点に対して貴国（清国）領事ははじめ公平に判断を下している。第一論点に対して「凡曾蓋用図記者作為已結清付之款此我華商貿易通例應照此判斷」とあるようにまだ捺印していない分に対しては山口富造が鮑昭より弁償を得る権利があることを認定している。

第二の論点は鮑昭の逆訴に対しては「全案情即及武富捧造等口供移致裁判所外為此先行判断自判之後務宜静候裁判所提究質訊再行帰結此判」とあり、即ち逆訴の件についてはその被告人は我が（日本）国民であるが故に、貴国領事にはその裁判は管轄外であるためこれを日本の裁判所へ移

した件は当前の判決である。その後横浜始審裁判所、東京控訴裁判所を経て判決が下った、原告鮑満が仮に控訴裁判に不服があつた場合は、我が法律において定めた期限内に大審院に上告すべきであるが、鮑は上告をせずその裁判を受け入れ、山口富造から現に金九八円を受領している。これを見ると我が控訴裁判所の判決は確実に確定しており、鮑満はこれに対して意義を唱えることはできない。

また、山口富造が横浜始審裁判所の判決を納得せず控訴した事について貴国領事はその判文中「又妄称不服率情上控即既顯違本理事原發判詞」という言葉を用いているが、控訴は我が裁判所組織に関する法律が認めている事であつて、山口富造が妄称不服、勝手気ままに控訴をしたのではない。貴国領事の前判決文中「移到裁判所」の語を用いているのは単にこれを横浜始審裁判所に限り移すという意味なのかどうかは不明であるが、一度日本の裁判所へ移す以上は原告被告を問わず其の裁判に不服であるときは控訴裁判所に控訴し、更に審判をすることが可能であるのも日本の法律が規定している所で、人民の権利を保護するために最も必要な事である。もし横浜始審裁判所の判決に従わざせ控訴上告を許さないという意味であるならば、貴国領事はこの一件の裁判において我が国制定の法律を左右し、我が国民の権利を収縮させるものであり大いに不当の判決である。本訴の被告は日本国民であり、その審理の権限を我

が裁判所に移したことは明瞭であるため、山口富造において日本の法律に明許した手続きを遵奉して控訴したことは決して貴国領事が前に判決したような裁判に違反するものではない。

我が邦人が貴国人に対して貴国領事の判決を実行するためには貴国領事に請うしか道は無く、そのため山口富造は明治十七年（一八八四）四月十五日に神奈川県令を経て光緒八年（一八八三年）十二月二十四日（二月一日）の裁判を実際に施行して欲しい事を出願した。鮑満逆訴の件については貴国領事の審判を仰ぐ事はない。貴国領事の前裁判は即ち運漕賃請求の事にかかる判決の執行を出願したものであることは当時山口富造から神奈川県令へ差し出した願書を見れば判然としている。貴国領事はその訴件外の逆訴の本案に立ち入り「洋銀参百元亦可信其並無虚假」との判決に及んだのは実に不当の裁判であるのみならず、我が控訴裁判所の判決を無効にする越権行為である。

そのため、本年三月十七日附公第十一号を以ってその判決の不当であることを陳へその取消の事を請求したが、八月二十一日附東字第陸拾陸号をもつて取り消すのが難しいという旨の回答を得た。しかし、既に陳述したように山口富造が貴国領事廳に出廷訊問を受けたのは逆訴の件の審判を請願したのではなく、第一論点である運漕賃金に関する判決の実行のみを請求したのであって貴国領事において他

事を判決した事、今迄述べた理由を篤とご推考の上、光緒十年（一八八四年）十一月一日（明治十七年十二月一七日）貴国領事判決を速やかに取り消すようお願い致す」

以上のように、説明をしたものの、大清国特命全權公使徐承祖から外務卿伯爵井上馨へ送られた回答は日本側にとって予想外のものであった。

「光緒十一年（一八八六年）十二月十八日（二月二日）裁判権はそちらに有る。しかし、一度目の判決は証人の証言を証拠と認めたにもかかわらず、二度目の判決では認めないというのは奇妙である。鮑は不服を領事に伝えている。不当な裁判に心折られたようだ。一度目の判決とどちらが正しいかなど証明できるのか」

この回答を受け、外務卿伯爵井上馨から大清国特命全權公使徐承祖へ更なる説明がなされている。

「明治十九年（一八八六年）二月二日起草 二月八日達 我が国は不服の場合上告を認めているが鮑はおこなっていない。領事に伝えても効果はない。心を折られたという主張も、そのために判決が出た後、二ヶ月の間に上告をする猶予を認めている。しかも九八円は受領済であり、判決を認めている。一度目の判決とどちらが正しいか証明できないため上告する権利を認めているが、本人が上告しなかった。早急に領事に三〇〇弗も認めるといふ判決を取り消させ、山口に返金を願う」

三月二十九日、それに対する清国公使からの回答が、「取り消すには納得のいく説明がある。裁判をやり直し納得させて欲しい」と、日本側が伝えていた越権行為を改めて願うものであったため、外務卿伯爵井上馨から清国特命全権公使徐承祖へそれは不可能である旨の連絡を、なぜ不可能であるのか説明を交えながら伝えている。

「明治十九年（一八八六年）三月三十一日起草 四月八日達 送第一三六三号

日本の法律で一度決まった判決は、行政官であっても司法官であってもやり直すことはできない。九八円も既に受け取り利益を得ており、その他を不服と勝手に放棄することとは不可能である。早急に領事に例の判決を取り消させていただきたい」

以上のように、山口と鮑の個人間の民事訴訟から、神奈川県令沖守固と大清駐劄横浜正理事官陳との地方問題となり、外務卿伯爵井上馨と清国特命全権公使徐承祖間の政府の問題へと波及しているのがわかる。しかし、そのやり取りによっても終局に至らなかったため、次項で述べるように在清臨時代理公使島田胤則へも波紋を広げることとなった。

四 訴訟処理の仕組みと日清間の齟齬

山口と鮑の訴訟文書から見られる内容は、まずひとつに日本人が原告、清国人が被告となる場合であり、それは被告側の機関である大清駐劄横浜正理事官陳によって裁かれている。次に、清国人が逆訴し、清国人が原告、日本人が被告となった場合、被告側となった日本の横浜始審裁判所へ移し裁いている。ここまでの流れは日清修好条規や「日清両国人二係ル裁判手續関係雜件」――（一）日清両国人二係ル裁判手續二関シ在清国帝国公使ヨリ伺出候件――（外交史料館 四・一・一・一八）に記されている通り、被告は被告側裁判所で裁かれるという基本の手続きを踏襲していることが分かる。日本国内の訴訟処理については、清国人が原告の場合は、「訴状を理事官を通して防審・輕罪裁判所へ（刑事は検事へ）差出し、觀審官吏の臨席を待つて審判する」、日本人が原告の場合は「明治八年（一八七五年）司法省第三号布達同九年（一八七六年）同省甲第十二号及び十三号布達によって取り扱う」となっている。

明治八年（一八七五年）五月七日 司法部甲第三号
通報

「内国人ヨリ外国人へ係ル民事刑事ノ訴訟手續き左之

通相定候條事 内国人原告ニテ外国人ニ係ル民事刑事ノ訴訟ハ原告人其事由ヲ各開港市場ノ府県廳ニ申出其廳ノ添狀ヲ得テ被告人管轄ノ各国領事ヘ申訴ス可シ」

明治九年（一八七六年）九月二八日 司法部甲第三十二号通报

「明治八年当省甲第三号ヲ以テ布達候内国人ヨリ外国人ニ係ル民事刑事訴訟手續中今般左ノ通相定候條此旨布達候事

第一條 内国人原告ニテ外国人ニ係ル刑事並ニ民刑附帶ノ訴訟ハ檢事其他ノ警察官東京ニテハ警視廳其他ノ府県ハ地方官ニ於テ之ヲ承ケ直ニ被告人管轄ノ外国領事エ照会シ裁判ヲ求ムヘシ

第二條 前條ノ場合ニ於テ犯罪ノ為メ損害ヲ受タル者其償ヲ求ル民事ノ訴ハ總テ本人ノ望ニ任スヘシ」

明治九年（一八七六年）十月四日 司法部甲第十三号通报

「昨明治八年五月当省甲第三号布達條中内国人ヨリ外国人ニ係ル民事ノ下（刑事）ノ二字削除候此旨布達候事」

この法令は明治十二年（一八七九年）三月八日『内外交渉法例類纂』（R—N.O. 八三）によると「外国人ニ係ル訴訟府県庁ノ添書ヲ受ケテ訴出スルハ不便且内国人ノ損失ニヨリ八年甲第三号布達廢度キノ事」とあり明治十二年に破棄されているが、文書の内容から、原告である山口富造は、明治十五年（一八八二年）十月二十三日、清国人鮑阿昭に対して運漕賃金の滞納金請求の訴えを起こす際、神奈川県令沖守固に清国領事へ連絡を願い、訴え状を提出していることがわかつている。その後、明治十七年（一八八四年）二月七日の上願書、明治十七年（一八八四年）四月十五日の御照会願、明治十八年（一八八五年）六月十一日の嘆願書と、いずれも神奈川県令沖守固を通して清国領事へ連絡を頼んでいる。以上の事実から、明治十二年（一八七九年）三月八日に破棄されたとされる、自国民を原告とする外国人との民事刑事訴訟は原告人がその理由を各開港場の府県廳に申し出、廳の添狀を得た後被告人管轄の各国領事へ申訴するという手続きは、明治十八年（一八八五年）の段階においても完全に破棄はされず踏襲されていることがわかる。

また、控訴手続きは「日本人が原告の場合は公使へ申出て再審を求める」とあるが、今回は日本人が被告の場合にあたり、ここに明記されていない控訴手続きがわかる。日

本国内において、清国人が原告であっても日本人と同様に上告が可能であることとその具体的な流れを知ることができる。横浜で日本人が清国人に訴えられた場合、まず横浜始審裁判所で裁かれ、その判決に日本人に不服があれば控訴し、場所を地方から中央へ移し東京控訴裁判所で裁かれること、さらにその判決を清国人が不服とすれば大審院に上告する権利があり、その期間は判決を終えてから二ヶ月間あるということである。

ここでわかることはもう一つ、控訴する場合、一旦原告が日本人側に移るが、日本人が被告側として始めた訴訟は、一貫してその最初に始めた日本側の機関によって裁断されるところである。

日清修好条規第八条では、訴訟の開始は被告側の法律で裁く事が記されているが、逆訴、控訴、上告についての取り決めについては明記されていない。

「日清両国人二係ル裁判手續関係雜件——(二) 日清両国人二係ル裁判手續二関シ在清国帝國公使ヨリ何出候件——(外交史料館 四・一・一・一八)」では、日本人が原告の場合の日本人による控訴については、清国に居住の場合には「地方官より不服の旨を伝達し外務卿から問合せを受けた際、公使は理事官に再訊を命令するかまたは公使館から職員を派遣しみずから判決させる」日本に居住の場合は「日本人が原告の場合は公使へ申出て再審を求める」と清国側の裁

断機関で処理されることが分かる。趙(二〇一八)は、清国の領事裁判の場合、最初から原告の控訴について否定的な立場をとっていたことを寺島外務卿と清国公使何如璋との往復書簡から述べ、清国側の領事によって落着がついた件は、原告の不服に対応しないことが一般的であると指摘しているが、日本の裁判所における控訴、また控訴判決にも不服であった場合どうしていたのかという具体的な事例が今回の史料によりあきらかになった。原告が清国人の場合、控訴と上告は、求める者が日本人であっても清国人であっても日本の裁判所へ申し立て再審するという法的手続きを確認することができたのである。

「明治十八年(一八八五年)十一月三十日起草 十二月三日達 公第六十四号

公第三拾八号十一月五日の信については校閲済。山口富造と鮑昭の運漕賃滞り支払い請求の訴訟事件について本邦駐在清国公使と照会中。いまだ終局に至らず。今日までの往復書類を心得のため写し送る」

以上のように外務卿伯爵井上馨から在清臨時代理公使島田胤則へ通信があり、清国本土からの問合せに答えている。公第三拾八号十一月五日の清国本土からの問い合わせ内容の詳細はわからないが、その後の井上馨と島田胤則の動きの一端は近代デジタルライブラリーで確認することができる。

『十九、二十、兩年調』（外交史料館B—七—一—五
一四—〇〇二）

本公第一号

新年賀表及び在留人調書差出並ニ第六十四、五号来
信二回答之件

本官並ニ属員新年賀表別紙二通差出候可然御執奏候
有之度候

十六年第九十三号信ヲ以て御申越之旨承知当地在留
人調書別紙一通差出候可然御取計有之度候

十八年十二月三日附第六十四号信去ル三日到来同信
ヲ以て神奈川県平民山口富造ヨリ清人鮑昭ニ係ル訴
訟事件ニ付清国公使江御照会之往復写御添御申越之
趣致承知候其体ハ此方ヨリ御回答ニ付不致再復候
同十二月七日附第六十五号信是亦去ル三日到来右も
此方ヨリ御回答ニ付不致再復候

右御回答并此段申進候也

明治十九年一月六日臨時代理公使島田胤則

外務大臣伯爵井上馨殿

明治十九年（一八八六年）一月六日（公第一号）に（在
清）臨時代理公使島田胤則が外務大臣伯爵井上馨へ在留人
調書の差出しと第六十四、五号の文書への回答をしている。

「十六年（一八八三年）第九十三号の文書によって言い
たい事が分かった。当地（在中国）の在留人調書を別紙一
通送る」とあり、この文書の原本を確認することはできな
いが、山口富造が鮑阿昭を訴え大清駐劄横浜正理事官が
判決を下し、鮑が山口を逆訴し横浜始審裁判所、東京控訴
裁判所の判決が出たのもこの年度であり、裁判の手続き関
係の内容であったのではないかと推測される。中国の在留
人調書を添付していることから何らかの比較、確認をした
かったと考えられる。

「十八年（一八八五年）十二月三日附第六十四号の文書
で「神奈川県平民山口富造ヨリ清人鮑昭ニ係ル訴訟事件」
について清国公使へ問合せた往復文書の写しを添付の件に
ついてはこちらからすでに回答済。十二月七日第六十五号
の文書についてもすでに回答した」とあり、その回答の評
細はわからないが、外務卿伯爵井上馨と在清臨時代理公使
島田胤則の間で情報交換がなされている。

これは、神奈川県令冲守固と大清駐劄横浜正理事官陳聞
の地方の問題から外務卿伯爵井上馨と大清国特命全權公使
徐承祖間の政府の問題となり、さらには、外務省から在清
臨時代理公使島田胤則を通して清国政府に何らかの打診を
している、もしくは打診を準備していることから、国際問
題へと広がり、この問題をどう解決しようかと苦心してい
る姿が見える。

その後の報告についての文書が付随していなかったため、どのような決着となったのかを現時点で知る事はできないが、解決のため外交努力を重ねていったであろうことは推察できる。

日清修好条規第八条では訴訟処理の外枠が決められているが、その大まかな外枠では解決できない個人間の細かな問題がある。その問題を条約の枠組みの中で交渉し、処理しようとしている様子がうかがえる。社会のグローバル化が進めば、国を越えた個人のトラブルが発生する。国家間で取り決められた条約は、その枠組みが大きすぎるために、異なる文化慣習を背景に持つ個人間の問題には対処しきれない。今回、裁判の経緯を復元できた事例は、文化慣習の違いから個人間の問題が国際問題にまで発展した例といえる。意見の食い違いが生まれた背景には、情理をもって裁く蓄積をもつ中国と、法の下で判決を下す日本の訴訟処理に対する姿勢の違いがあるためであろう。個々の問題を順次解決していくなかで、国家間の慣習、考え方の違いにぶつかり、試行錯誤し、中間の秩序を形成しようと試みている様子をあきらかにした。

国益を重視して結ばれた条約が、一般市民の間で起きた問題を解決しきれず国際問題になるような事例は、今後の国際社会で、個人や企業が直面する問題でもある。同様の摩擦を過去の事例ではどのように解決してきたのかを解き

明かすことは、重要かつ喫緊の問題である。国家と国家との裁判権の狭間で左右される「私人」の国籍をまたぐ交際の分析がもつ、今日的な意義を研究することも必要である。領事裁判権は、世界史のグローバル化の第一段階に現れた制度であり、別の制度による私権の公平な均衡が求められつつある。グローバル化した時代に公平な立場で判断ができる場の創造と、それを主導する国家間の協力体制の構築が次世代の課題になるだろう。

註

- (1) 古田啓昌、二〇一一、「国際私法・国際民事訴訟法制の次の課題——涉外企業法務の現場から」『国際私法年報』第十三号、一〇九

国際訴訟競合とは、複数の国に関連を有する涉外的な民事事件の場合、提訴可能な裁判所として複数の国の裁判所が並存することがあり、このため時としてある国の裁判所にすでに係属している事件と同一の事件についての訴えが別の国の裁判所に再び提起されることがある。これを国際民事訴訟法上、国際的訴訟競合または国際的二重起訴という（『世界大百科事典』第二版、平凡社）。

- (2) 国際私法とは、国・地域ごとに独自の法が存在し、内容上、それらは相互に抵触しているという状態を前提として、国境を越えて営まれる生活関係にいずれの国・地域の法律を適用するかという準拠法決定・適用という方法を通じて法秩序を維持しようとしているものである。法の抵触を解決しているということから、国際私法は「抵触法」ともよばれている。日本では一八九八年に施行された「法例」（明治三十一年法律第十号）が最初の国際私法の基本法典であり、現在では、「法の適用に関する通則法」（平成十八年法律第七十八号）となっている。（『日本大百科全書』（ニッポニカ）小学館）。

- (3) 本論文では、中国のことを日清修好条規中の用語の清国に統一して論じる。

- (4) 原文では弗表記のほかに「箇所元表記のものが混じっているが、山中峰雄、一八九四年『支那通覧』に、「金銭の員数を算

するには両、元、圓銭等の数値を以つてす其内圓は我國の貨位にして元は洋貨即ち弗とす（二頁）」とあるように、当時は元を弗と表記していた。つまり、鮑が山口に貸したと主張する三〇〇弗と九八円とは、清国の通貨三〇〇元と日本の通貨九八円の貸しであると考えられる。

- (4) 「明治十八年—明治十九年 神奈川県平民山口富造ヨリ清国人鮑昭二係ル貸銀支払方請求訴訟同国領事裁判不当ニ付取消方同国公使ニ照会一件（外交史料館四・一・三・一二）」より該当部分を抜粋。

- (5) 以降意訳を「」内に表記。

- (6) 趙国、二〇一八、「居留地時代（一八五九—一八九九年）における「開国日本」の実態と「外国人」——在留清国人の地位・管理問題を中心に——」博士論文・一一八

- (7) 「十九、二十、両年調」近代デジタルライブラリ http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/MetaOutServlet?GRP_ID=G0000101&DB_ID=G0000101&EXTERNAL&IS_STYLE=default&XSLT_NAME=MetaTop.xsl&RIGHT_XSLT_NAME=MetaSearch.xsl（最終閲覧二〇一三・一〇・二八）

参考文献

- 青山治世、二〇一〇、「領事裁判権を行使する中国―日清修好条規の領事裁判規定と清朝在日領事による領事裁判事例を中心に―」『東アジア近代史』第一三三号・三八―七五。
- 青山治世、二〇一四、『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会。
- 川口ひとみ、二〇一二、「近代日本と華僑社会―長崎を中心にして―」博士論文。
- 黄漢青、一九九四、「清国横浜領事の着任と華人社会」『中国研究月報』四八号・一七一―三〇。
- 蔡佩蓉、二〇〇二、『清季駐新加坡領事之探討（一八七七―一九一二）』新加坡国立大学中文系・八方文化企業公司。
- 浅古弘、一九八七、「日清修好条規に於ける觀審の成立」『東洋法史の探究』汲古書院。
- 滋賀秀三、一九八四、『清代中国の法と裁判』創文社。
- 徐越庭、一九九四、「日清修好条規」の成立（一）『法學雜誌』大阪市立大学四〇（二）：一七〇―二二五。
- 中華会館、二〇〇〇、『落地生根―神戸華僑と神阪中華会館の百年』研文出版。
- 趙国、二〇一八、「居留地時代（一八五九―一八九九年）における「開国日本」の実態と「外国人」―在留清国人の地位・管理問題を中心に―」博士論文。
- 陳来幸、一九九六、「鄭孝胥日記にみる中華会館創建期の神戸華僑社会」、神戸商科大学『人文論集』第三二卷第二号・一四九―一七三。

寺田浩明、一九九〇、「清代司法制度研究における「法」の位置付けについて」『思想』七九二号・一七九―一九六。

箱田恵子、二〇〇二、「清末領事派遣論―一八六〇、七〇年代を中心に―」『東洋史研究』六〇巻四号・六六七―六九九。

林孝勝、一九七二、「清朝駐星領事与海峡殖民地政府間的糾紛（一八七七―一九四）」『新加坡華族史論集』南洋大学畢業生協會。